

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 年 度	結 業 年 度	・ ・	法人名	()	円		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	円	1	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	13	当期税額控除可能額 (9)と(12)のうち少ない金額	
			2	調整前連結税額の個別帰属額 $(18) \times \frac{(1)}{(16)}$	14	調整前連結税額超過構成額 $(21) \times \frac{(13)}{(20)}$	
			3	取得価額の合計額 (別表六の二(二十一)付表「9」の合計)	15	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (13) - (14)	
			4	同上のうち建物及び構築物に係る額	16	連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	
			5	(3)のうち別表六の二(二十一)付表「6」 が特定期間内であるものに係る額			
			6	同上のうち建物及び構築物に係る額			
	法 人 に お け る 計 算	法 人 の 合 計	円	7	$\begin{aligned} &(((3) - (4)) - ((5) - (6))) \\ &\times \frac{4}{100} + ((4) - (6)) \times \frac{2}{100} \end{aligned}$	18	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)
				8	$\begin{aligned} &((5) - (6)) \times \frac{5}{100} \\ &+ (6) \times \frac{3}{100} \end{aligned}$	19	総調整前連結税額基準額 $(18) \times \frac{20}{100}$
				9	税額控除限度額 (7) + (8)	20	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)
				10	調整前連結税額基準額 $(19) \times \frac{(1)}{(17)}$	21	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の㉔」)
				11	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		
				12	法人税額基準額 (10)と(11)のうち少ない金額		

別表六の二(二十一) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（二十一）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が平成28年改正前の措置法第68条の15の6第7項《生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は同項及び同条第8項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。